

港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査の実施について

令和5年4月1日に制定されたこども基本法では、こども大綱を勘案して、市町村におけるこども施策についての計画（以下「市町村こども計画」という。）を定めるよう努力義務化されました。

市町村こども計画に位置付けられる「（仮称）港区こども計画」の策定に当たり、保護者、子ども及び若者のニーズ等を把握し、計画に反映させるため、港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査を実施します。

1 （仮称）港区こども計画の位置付け

市町村こども計画は、他の法律の規定により策定する計画と一体のものとして作成することが可能なことから、（仮称）港区子ども計画は、以下の4つの計画を一体的なものとして策定します。

- (1) 子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
 - (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
 - (3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」
 - (4) 子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」(※)
- ※「市町村子ども・若者計画」は、新たに策定する計画です。

2 調査概要

(1) 調査対象

- | | |
|---------------------|----------------|
| ア 小学校入学前の子どもの保護者 | (2,000人を無作為抽出) |
| イ 小学生の保護者 | (2,000人を無作為抽出) |
| ウ 中学生 | (2,000人を無作為抽出) |
| エ 高校生世代から39歳までの者(※) | (2,000人を無作為抽出) |

※ 子供・若者育成支援推進大綱においては、「若者」を思春期（中学生からおおむね18歳まで）の者、青年期（おおむね18歳から30歳未満まで）の者、施策によってはポスト青年期（40歳未満）の者としていることから、39歳までを調査対象とします。

(2) 主な調査項目

- ア 小学校入学前の子どもの保護者、小学生の保護者
教育・保育事業の利用状況、地域の子育て支援事業の利用状況、放課後の過ごし方、保護者の就労、職場の両立支援制度、悩みごとや相談先等

- イ 中学生
学校生活、放課後の過ごし方、地域との関わり、施設の利用状況、結婚や子育ての意向、悩みごとや相談先等
- ウ 高校生世代から39歳までの者
学校生活（学生のみ）、就労、地域との関わり、結婚や子育ての意向、悩みごとや相談先等

(3) 調査方法

- ア 小学校入学前の子どもの保護者、小学生の保護者、中学生
郵送で調査し、紙媒体又はオンラインで回答
- イ 高校生世代から39歳までの者
郵送で調査し、オンラインで回答

(4) 調査期間

令和5年10月から11月まで

3 今後のスケジュール（予定）

令和5年10月～11月	調査期間
11月～12月	集計・分析
令和6年 3月	結果報告のまとめ